

●平成26年度 就学援助実施状況

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法										ウェブサイトURL
				ア. 教育委員会のホームページに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度記載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を書面で周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他		
該当団体数			23	16	13	4	23	23	11	1	1	2	16	
広島県	広島市	教育委員会 学校教育部 学事課	082-504-2469	○	○		○	○	○				http://www.city.hiroshima.lg.jp	
広島県	呉市	教育委員会 学校教育部 学校教育課	0823-25-3568	○	○		○	○	○				http://www.city.kure.hiroshima.jp/~gakukyou/H26syugakusyorei.html	
広島県	竹原市	教育委員会学校教育課学事係	0846-22-7753	○	○		○	○					http://www.city.takehara.lg.jp/	
広島県	三原市	教育委員会 学校教育課	0848-67-6154	○	○		○	○					http://www.city.mihara.hiroshima.jp/site/kyouiku/shuugakuennjo.html	
広島県	尾道市	教育指導課	0848-20-7474	○	○		○	○	○			○	http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/www/service/detail.jsp?id=1748	
広島県	福山市	教育委員会 学校教育部 学事課	(084)928-1169	○	○		○	○	○				www.city.fukuyama.hiroshima.jp/site/kosodate/7841.html	
広島県	府中市	学校教育課	0847-43-7193	○			○	○	○				http://www.city.fuchu.hiroshima.jp/kyoiku/gakkoanna/shugakuenjo/index.html	
広島県	三次市	学校教育課	0824-62-6184	○	○		○	○					http://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/gakkou_m/shinsei/shinsei2.html	
広島県	庄原市	教育委員会 教育指導課 学事係	0824-73-1183				○	○	○					
広島県	大竹市	総務学事課	0827-59-2185	○	○		○	○				○	http://www.city.otake.hiroshima.jp/clink/0815siori-04_04.html	
広島県	東広島市	学事課	082-420-0975	○	○		○	○	○				http://www.city.higashihiroshima.hiroshima.jp/soshiki/54/syugakuenjo.html	
広島県	廿日市市	教育部教育指導課	(0829)30-9202	○	○		○	○					http://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/kyouiku.bunka/eniyo/shugaku/index.html	
広島県	安芸高田市	教育総務課	0826-42-0049			○	○	○	○					
広島県	江田島市	教育委員会 学校教育課	0823-40-3035	○	○		○	○					http://www.edc.etajima.hiroshima.jp/procedre/prog.p03.html	
広島県	府中町	府中町教育委員会学校教育課	082-286-3271	○	○	○	○	○	○	○	○		http://www2.town.fuchu.hiroshima.jp/www/contents/1328683984612/index.html	
広島県	海田町	学校教育課	082-823-9216	○			○	○					http://www.town.kaita.lg.jp/soshiki/detail.php?id=465	
広島県	熊野町	学校教育課	082-820-5620	○	○	○	○	○					http://10.10.0.10.82/www/contents/1084438557937/index.html	
広島県	坂町	学校教育課	082-820-1524				○	○	○					
広島県	安芸太田町	学校教育課	0826-22-1212				○	○						
広島県	北広島町	学校教育課	050-5812-1858			○	○	○	○					
広島県	大時上島町	教育委員会総務課	0846-64-2074				○	○						
広島県	世羅町	学校教育課	0847-22-0548				○	○						

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法										ウェブサイトURL
				ア. 教育委員会のホームページに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を書面で周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他		
広島県	神石高原町	教育委員会学校教育課学校教育係	0847-89-3341	○			○	○						http://www.jinsekigun.jp/ja/town/introduction/formation/kyouiku/kyouiku/gakkou/gakkou/

①都道府県		②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																				ソ又はタの基準（生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの）を使用している場合の、生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額										テ（その他）の場合の内容										平成25年度準要保護・準要保護就学援助率
			ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	イ 市町村民税の非課税	ウ 市町村民税の減免	エ 国民年金保険料の免除	オ 国民健康保険法の減免または徴収の猶予	カ 児童扶養手当の支給	キ 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ 個人の事業税の減免	コ 固定資産税の減免	サ 学校納付金の納付状況の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が悪いと認められるもの	シ 経済的理由による欠席日数が多い者	ス 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ 生活福祉資金による貸付	ソ 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）	タ 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）	チ 市区町村民税（所得割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	ツ 市区町村民税（均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ その他	倍率	基準根拠			目安額																	
																							課税所得等の分類	基準額の時期																			
該当団体数		21	21	20	19	20	22	7	3	16	17	8	5	8	16	11	5	0	0	10																							
広島県	広島市	○	○	○	○	○	○			○	○				○					○															35%未満								
広島県	呉市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○					○															15%未満								
広島県	竹原市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.5	課税所得	当該年度	455											20%未満								
広島県	三原市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3	課税所得	前年度	339											20%未満								
広島県	尾道市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○					○														20%未満									
広島県	福山市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				1.3	課税所得	前年度	263.5											20%未満								
広島県	府中市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○																			15%未満									
広島県	三次市	○	○	○	○	○	○			○	○									○														20%未満									
広島県	庄原市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○					○														15%未満									
広島県	大竹市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○				○	1.1	課税所得	その他	270											20%未満								
広島県	東広島市		○	○	○	○	○				○					○					1.3	総所得	前年度	300											10%未満								
広島県	廿日市市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○				○	1.25	課税所得	当該年度	304											30%未満								
広島県	安芸高田市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3	その他	前年度	350											15%未満								
広島県	江田島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○						○														20%未満									
広島県	府中町	○					○	○							○		○			○	1.2	給与収入（税引き前）	前年度	320											25%未満								
広島県	海田町	○	○	○		○	○								○		○			○	1.1	課税所得	前年度	287											20%未満								
広島県	熊野町	○	○	○	○	○	○	○							○	○					1.1	課税所得	前年度	268											15%未満								
広島県	坂町															○					1.3	課税所得	前年度	350											15%未満								
広島県	安芸太田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	課税所得	前年度	310											15%未満								
広島県	北広島町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○				1.1	課税所得	当該年度	260											15%未満								
広島県	大崎上島町	○	○				○					○	○	○		○					1.3	課税所得	前年度	290											15%未満								
広島県	世羅町	○	○	○	○	○	○								○						1.3	課税所得	前年度	286											20%未満								

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																				ソ又はタの基準（生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの）を使用している場合の、生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額				平成25年度準要保護・準要保護就学援助率
		ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	イ 市町村民税の非課税	ウ 市町村民税の減免	エ 国民年金保険料の免除	オ 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ 児童扶養手当の支給	キ 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ 個人の事業税の減免	コ 固定資産税の減免	サ 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ 経済的理由による欠席日数が多い者	ス 保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者	セ 生活福祉資金による貸付	ソ 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）	タ 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）	チ 市区町村民税（所得割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	ツ 市区町村民税（均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ その他	テ（その他）の場合の内容					
																					倍率	基準額		目安額		
																						課税所得等の分類	基準額の時期			
広島県	神石高原町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○						1.5	課税所得	その他	356	15%未満

①都道府県	②市町村名	3. 平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの） 問A-1 係数を見直したか																				
							問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか（複数回答）					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組（複数回答）								
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア. 他の認定基準に該当するかを確認	イ. 学校や教育委員会等で家計等の状況を個別判断	ウ. 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」）の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への手厚い支援	ケ. その他
	該当団体数	2	1	8	0	0	2	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島県	広島市																					
広島県	呉市																					
広島県	竹原市																					
広島県	三原市			○																		
広島県	尾道市																					
広島県	福山市																					
広島県	府中市																					
広島県	三次市																					
広島県	庄原市																					
広島県	大竹市	○					○				○											
広島県	東広島市			○																		
広島県	廿日市市	○					○		○				○									
広島県	安芸高田市			○																		
広島県	江田島市																					
広島県	府中町																					
広島県	海田町																					
広島県	熊野町			○																		
広島県	坂町			○																		
広島県	安芸太田町		○																			
広島県	北広島町																					
広島県	大崎上島町			○																		
広島県	世羅町			○																		

①都道府県	②市町村名	3.平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																			
		問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)															問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)				
		問A-1 係数を見直したか					問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)												
維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア.他の認定基準に該当するかを確認	イ.学校や教育委員会等で家計等の状況を個別判断	ウ.25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ.特別な事情のある世帯については、別の基準額に一定の係数を掛け基準額を用いて認定	オ.その他	ア.スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ.SSW以外の外部人材	ウ.貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ.福祉担当部局等と連携した取組	オ.福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ.就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ.子供医療費助成制度	ク.対象者への手厚い支援	ケ.その他	
広島県	神石高原町			○																	

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)																			問C 補足事項等		
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2		問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)									
		下げた	下げていない	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア 他の認定基準に該当するかを確認	イ 学校や教育委員会等で家計等の状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯については、25年8月以前の基準額を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への手厚い支援	ケ その他	
広島県	神石高原町																						